

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	特別児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県知事は、特別児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県知事

公表日

令和8年2月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当支給事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障害を有する20歳未満の者を監護している父母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給する。 [特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容] ・特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・特別児童扶養手当受給証明書に関する事務
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の66の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条の1のヨ
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第2条の表91の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	茨城県福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部障害福祉課 029-301-3368
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部障害福祉課 029-301-3368
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。</p> <p>年に一度、業務プロセス全体について、漏えい等のリスクを軽減させるための仕組みを検討することとしており、令和6年度は、使送便で送っていた特定個人情報が含まれる書類を特定記録郵便で送付することとした。また、年に一度、県の出先機関及び市町村担当者向けに研修を実施し、個人情報の扱いについて対策を講じるよう周知している。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	時点修正
平成28年7月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月6日	I-5-② 所属長	障害福祉課長 高塚 和郎	障害福祉課長 松山 和規	事後	人事異動
平成29年7月6日	I-4-② 法令上の根拠	【提供側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の16, 19, 26.	【提供側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の16, 19, 26.	事後	主務省令の改正
平成29年7月6日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月6日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月6日	I-5-② 所属長	障害福祉課長 松山 和規	障害福祉課長	事後	様式変更
平成30年7月6日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月6日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月25日	I-4-② 法令上の根拠	【提供側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の16, 19, 26.	【提供側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9, 12, 15.	事後	主務省令の改正
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	時点修正
令和2年7月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	時点修正
令和2年7月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月16日	評価書番号	10	13	事後	時点修正
令和4年10月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	44348	44713	事後	時点修正
令和4年10月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	44348	44713	事後	時点修正
令和4年10月28日	評価実施機関における担当部署	茨城県保健福祉部障害福祉課	茨城県福祉部障害福祉課	事後	時点修正
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【提供側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9, 12, 15.	【提供側】 ・番号法第19条第8号 別表第二の9, 12, 15.	事後	番号法改正
	I 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部障害福祉課 029-301-3368	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部障害福祉課 029-301-3368	事後	組織名称変更
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部障害福祉課 029-301-3368	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部障害福祉課 029-301-3368	事後	組織名称変更
	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	時点修正
	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	時点修正
	評価書番号	13	10	事後	時点修正
	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の46の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	・番号法第9条第1項 別表の66の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める	事後	
	I-4-② 法令上の根拠	【提供側】 ・番号法第19条第8号 別表第二の9, 12, 15.	【提供側】 ・番号法第19条第8号	事後	
	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受	事後	様式改正に伴う項目追加
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該	-	2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断	-	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。	事後	様式改正に伴う項目追加
	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	時点修正
	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	時点修正